

# 日本自動車史の資料的な研究 第15報

## 広島における乗合自動車事業の始まり 明治36年（1903）～40年

大須賀和美

### 1 初めに

19世紀末、欧米にて開発された近代的乗物“オートモビル、automobile(自動車)”は、欧米諸国の極東地区進出の波に乗って、早くも世紀の切り替わりのころ日本にその姿を現した。(注：第10報、第14報にて詳細報告すみ。)

最初は、横浜・神戸の居留地在住外国人の自用乗物に限られ大衆の目に触れることもなかったが、明治34年（1901）になると横浜の外国人商社により輸入・販売されるようになった。しかし、余りにも高価なため少数の有産階級の試用に留まっていたが、その利便さに目を付けた各地の冒険的企業家たちは、ガタ馬車に替わる近代的交通機関として、乗合自動車を次第に計画するようになってきた。

また、明治36年3月～7月、大阪において第5回国勧業博覧会が開催され、横浜の外国人商社により初めて自動車が展示、試運転されたことは、全国多数の観客にその利便さを目の当たりに紹介し、乗合自動車計画に拍車をかけることとなった。(注：第1報と第5報にて詳細報告すみ。)

この営業申請を受けた各府県当局は、前例のないこととしてその対策に苦慮しながらも、近代的乗物の導入を前向きに検討し、まず、認可基準となる「乗合自動車営業取締規則」を制定して対処していった。そこで、全国各道府県のこの規則発令の状況を調べてみれば、いつごろ・どこで自動車が導入されようとしたか、研究する手掛りとなる。

大正8年1月、「自動車取締令」が内務省により発令され全国統一規則となるまでに、各道府県が独自に発令した規則を年次別に分類

(図表-1)

年次別「自動車取締規則」発令、全国道府県数表  
(注：筆者の調査による)

年次	道府県数	年次	道府県数
明治35年(1902)	0	大正2年(1913)	3
〃 36年(1903)	9	〃 3年(1914)	1
〃 37年(1904)	7	〃 4年(1915)	0
〃 38年(1905)	3	〃 5年(1916)	0
〃 39年(1906)	1	〃 6年(1917)	0
〃 40年(1907)	6	〃 7年(1918)	0
〃 41年(1908)	2	未発令	3
〃 42年(1909)	2	合計	47
〃 43年(1910)	0	注：大正元年は、明治45年に含む	
〃 44年(1911)	0		
〃 45年(1912)	10		

(図表一2) 明治30年代、府県別「自動車取締規則」発令明細表 (注:筆者の調査による)

順次	府県名	発令年月日	府県令番号	取締規則名	備考
1	愛知県	明治36年8月20日	県令第61号	乗合自動車営業取締規則	日本最初の自動車取締規則
2	長野県	〃 9月29日	〃 第40号	自動車取締規則	
3	京都府	〃 10月28日	府令第39号	自動車営業取締規則	
4	富山县	〃 11月17日	県令第85号	乗合自動車営業取締規則	
5	鹿児島県	〃 12月14日	〃 第44号	乗合自動車営業取締規則	
*6	宮城県	〃 12月28日	〃 第58号	自動車取締規則	自用自動車取締条項のはじまり
*7	石川県	〃 12月29日	〃 第78号	自動車取締規則	
8	福井県	〃 12月〇日	〃 第64号	自動車取締規則	規則原本未確認のため日付不明
9	岡山県	〃 12月30日	〃 第86号	乗合自働車取締規則	自働車の文字を使う
10	広島県	明治37年1月19日	〃 第3号	自動車営業取締規則	
11	山口県	〃 1月19日	〃 第3号	自働車営業取締規則	自働車の文字を使う
12	秋田県	〃 3月1日	〃 第10号	自動車営業取締規則	
*13	滋賀県	〃 6月1日	〃 第36号	乗合自動車取締規則	
14	宮崎県	〃 6月9日	〃 第35号	乗合自動車取締規則	
*15	神奈川県	〃 8月16日	〃 第53号	自働車取締規則	自働車の文字を使う
16	香川県	〃 11月30日	〃 第68号	自動車営業取締規則	
17	大阪府	明治38年10月2日	府令第64号	自動車営業取締規則	
*18	新潟県	〃 10月6日	県令第37号	自動車取締規則	
19	奈良県	〃 11月21日	〃 第29号	自動車取締規則	
20	静岡県	明治39年1月26日	〃 第7号	自動車営業取締規則	
*21	東京府	明治40年2月19日	警視庁令第9号	自働車取締規則	自働車の文字を使う

注: \*印規則中には、自用自動車取締条項あり。

したのが、"図表一1"である。この図表で見られるように、最初の2か年間で既に全国の三分の一に当る16の府県で乗合自動車の取締規則が発令されたことが分る。更にその間の規則発令月日も調べると、"図表一2"のとおり明治36年8月の愛知県から始まる実質1か年間に集中しており、当時の全国的自動車企業熱のぼつ興を物語っている。

その中で、日本最初の本格的な乗合自動車事業といわれる広島の取締規則は、第10番目で明治37年1月に発令されており、また、隣県岡山及び山口も同じ時期に発令されていることも分かる。そこで、お互いに関連があったのではとも思われ、3県が現在保存している当時の地元日刊新聞の記事中自動車に関するものを全部集め、その他の資料とともに日付順に整理してみることで一つの事実を浮かび上がらせ、従来の自動車史の説と照合、研究した結果をここに報告するものである。

ただし、岡山県については、当時の2大新聞の内保存されている「山陽新報」は自動車に関し一切触ておらず、他紙「中国民報」はほとんど保存されていなく、資料が得られなかった。

広島の乗合自動車業の始まりについては、従来の自動車史では次のように述べられており、これが定説となっているが、今回の調査資料と時期的に合致しなく大きな問題点と考えられる。

○「日本自動車発達史」（明治編） 尾崎正久著 昭和12年10月5日オートモビル社発行

〈その年の初秋、広島市の金庫業岩本某氏、貸席業瀬川某氏が、広島市外出雲街道に当たる横川——可部間の乗合自動車事業を計画し、オートモビル商会に自動車を註文して来た。

註文の要点は、十二人乗位、価額は一台八千五百円以内、車体は櫻をもって作るといふのだった。

……中 略……

明治三十五年の暮も近い師走、日本自動車と銘打って、陸路運転九日を費し、漸くのこととで広島に着いたが何と云ふにも僅か四時のタイヤに十二人乗り、しかもボディは飛び切り重い総櫻製であったゝめ、広島へ着いた三日目、意気揚々と試運転の真っ最中タイヤが破れた。

（第17ページ）

○「日本自動車史」 尾崎正久著 昭和17年10月25日自研社発行

〈自動車を運輸機関として利用することに最初に着目したのは、広島市外横川可部間の乗合自動車であった。資本金三万円四分の一払込の株式会社とし、社長には広島の貸席瀬川某氏が就任することになり、明治三十五年車両を東京銀座オートモビル商会に注文、三十六年新春より開業したが成績は挙がらず、結局会社も目論見のみで成立せず、発起人において引き受けた個人経営の状態のまゝ同年十月には投げ出した。料金は大人一人に付三十銭だった。

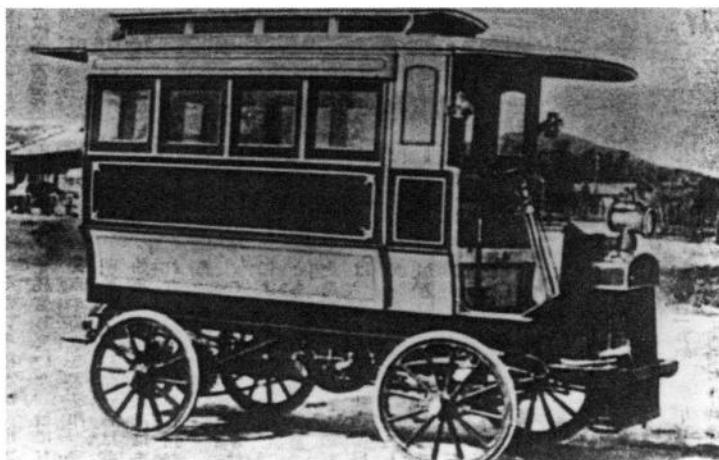
（第69ページ）

〈明治三十五年広島県に本邦最初の営業用乗合自動車会社の計画が現はれ、翌六年開業となるや、同一線路に営業する客馬車業者が猛烈な反対運動を行ひ、果ては乗合自動車営業者並びに運転者に危害を加へ、乗合自動車運転の妨害をなすといふ新旧衝突の事態を惹起して重大な地方警察問題となつたが、乗合自動車会社々長瀬川某氏は意地づくて乗合自動車事業拡張を計画し、……（第98ページ）

○「自動車三十年史」 柳田諒三著 昭和19年4月16日山水社発行

〈広島県の横川可部間の出雲街道に乗合自動車が現れたのは明治三十六年新春のことである。これは東京のオートモビル商会から購入した米国製二気筒ホリゾンタルエンジンに馬車のボデーを取付けたもので、十二人乗八千五百円、この架装設計には内山駒之助氏が当り、氏はわざわざ現地に赴いて半年以上も世話を焼いたといふことである。しかし車体不完全で故障多く、しかも街道の馬車屋が命がけの妨害をするので一年にもならずして閉業してしまったといふ。（第40ページ）

(写真一 1) 日本で最初に組み立てられた乗合自動車



(注)①柴義彦の遺品中から発見されたという写真

②外観から、水冷エンジン、チェン・ドライブと判断される。

(写真一 2) オールズモビルを改造した4人乗り乗合自動車。



(注)①柴義彦の遺品中から発見されたという写真。

②ハンドルは鳥飼繁三郎

③オールズモビルの4人乗り、dos-á-do（背中合わせ）型の後向き後部座席を前向きに日本で改造したものと思う。

## 2 資 料 集（明治35年1月～40年12月までの調査中）

### (1) 新聞名と略称

〔広島県〕

芸備日日新聞（芸備）

広島日刊中国（中国）

〔山口県〕

防長新聞（防長）

馬関毎日新聞（馬関）

〔岡山県〕

山陽新報（山陽）

中國民報（民報）……断片的な日付で少し保存されているのみ。

### (2) 新聞目次

資料記事の見出しを日付順にまとめて目次とし、時の流れを確認する参考とする。

明治36年10月3日（芸備）	瓦斯自動車を設けんとする
〃年10月28日（中国）	自動車の運転
〃年11月13日（防長）	交通機関の漸成
〃年11月15日（中国）	自動車営業許可
〃年12月30日（山陽）	岡山県公文、乗合自動車営業取締規則発令
37年1月9日（防長）	自動車営業許可す
〃年1月19日（芸備）	広島県公報、自動車営業取締規則発令
〃年1月19日（中国）	自動車営業取締規則発令
〃年1月20日（中国）	自動車設置願に就て
〃年1月21日（馬関）	自動車創立委員会
〃年1月21日（防長）	自動車営業取締規則発令
〃年1月24日（防長）	自動車営業願の却下
——日露開戦により以後年末まで自動車記事何もなし——	
37年12月20日（芸備）	自動車交通延期（広告）
〃年12月20日（中国）	〃
38年1月15日（芸備）	自動車の不成績
〃年2月5日（中国）	横川可部間の自動車
〃年2月5日（中国）	自動車交通開業（広告）
〃年2月6日（芸備）	〃
〃年2月7日（中国）	〃
〃年2月7日（芸備）	横川可部間自動車開業式
〃年2月7日（中国）	横川可部間自動車開通式
〃年2月8日（中国）	馬車自動車を転覆せしむ
〃年2月15日（芸備）	自動車と交通事業
〃年7月21日（防長）	山小間自動車の試運転
〃年7月23日（防長）	自動車来る

明治38年 7月23日（馬関） 自動車の試運転  
 " 7月24日（防長） 自動車の試運転  
 " 7月26日（馬関） 山小間自動車の試運転  
 " 7月27日（防長） 自動車山小間廿六分  
 " 8月4日（防長） 自動車に対する迫害  
 " 8月12日（防長） 小郡駅構内車夫の意氣  
 " 11月7日（芸備） 自動車の廃業

——39年は1年間自動車記事何もなし——

40年 1月1日（芸備） 年賀広告、杉本岩吉  
 " 1月1日（中国） "  
 " 1月13日（芸備） 広島可部間の自動車運転  
 " 1月13日（中国） 広島可部間自動車開通  
 " 1月13日（防長） 山小間自動車営業出願  
 " 2月3日（芸備） 自動車開業予定（広告）  
 " 2月5日（中国） "  
 " 2月9日（防長） 山三間の自動車営業に就て  
 " 2月10日（中国） 横川可部間の自動車に就て  
 " 2月17日（防長） 山口小郡間自動車営業  
 " 3月5日（防長） 自動車の試運転  
 " 3月30日（防長） 自動車営業許可  
 " 4月7日（芸備） 自動車営業案内（広告）  
 " 4月9日（中国） "  
 " 4月10日（中国） "  
 " 4月12日（芸備） "  
 " 4月20日（芸備） "

——以後40年12月末まで自動車の話題は何もない——

### (3) その他の資料

#### 月刊雑誌「輪友」

明治36年12月号 双輪商会主の渡米  
 37年1月号 吉田真太郎氏  
 " 2月号 吉田真太郎氏と竹村鶴吉氏  
 " 4月号 双輪商会主吉田真太郎氏の帰朝

### (4) 記事集（注：傍線部は筆者の注意部分を示す）

明治36年10月3日（芸備）

#### ●瓦斯自動車を設けんとす

〈広島市にては歳々年々人口増殖し來り従って市街の交通頻繁を加へつゝあるも今日の処交通上の機関としては殆んど唯一の人力車あるのみなれば他地方より来広したる人士に対しても遺憾とする所尠なからず依て本市の某々等発起となり欧米最新式瓦斯自動車（二十人乗）を購入し東は広島駅より西は横川己斐間の交通に充てんとの計画をなしつゝありと云ふ〉

明治36年10月28日（中国）

#### ●自動車の運転

〈本市中島杉本忠三外二名より兼て其筋へ出願し居れる自動車運転の事は認可となり次第実施する由にて此の自動車は都合三台とし左の如く通行区域を定め運転するものなりと

（甲）広島駅より己斐駅迄、（乙）宇品より西本川迄、（丙）安佐郡可部町より佐伯郡二十日市迄〉

明治36年11月13日（防長）

### ●交通機関の漸成

〈前文略）……然るに山口町の交通不便を救済するが為めに二個の恩光は輝けり其一は浜田山口を経て山陽鉄道に接する鉄道線路の測量せられたる事にして此は主として軍事上の必要より參謀本部に於て同線路の敷設を急ぎつゝあるなり露清韓に対し比較的に接近する山口県及び島根県は国防上より浜田山口の二聯隊を連絡せしめ近くは以て互に呼応せしめ遠くは以て下関要塞地の後方擁護を勤めしむには山間鉄道の必要ありとの方針を確立せられたるものゝ如し其二は自動車營業の許可せられんとする事にして目下県庁へ出願中のものは左の如し

第一 山口、防府、小郡、萩間の自動車營業

第二 下関長府間の自動車營業

第三 岩国町岩国停車場間の自動車營業

第四 津和野防府間の自動車營業

右第四は一昨日県庁へ願書を進達せるを以て未だ其の許可を知るを得ずと雖も第一より第三までは既に諸種の調査を終り今明日中には許可の指令を与へらるゝ筈なりと聞く山間鉄道の敷設は猶ほ数年の後に非ざれば成功を見得べからずとするも自動車は直に其の營業を開始するならん此によつて山口小郡間の交通を便にし猶ほ北海岸と南海岸との連絡を密ならしむるは最も喜ぶべきことに属す豈に唯県庁移転問題の声を抑むるのみならんや〉

明治36年11月15日（中国）

### ●自動車營業に就て

〈曩に本市中島杉本忠三外二名より自動車營業許可を県庁へ請願したる事は其の當時本紙に記載したる如くなるが県下にては此れ迄自動車營業者無かりし為め別に定まる規則無かりしが県庁にては近々今回同營業取締規則を設定し其の上にて許可ある筈なり尚杉本氏の營業せんとする自動車は二十人乗と六人乗りの二台にして二十人乗の長さは十五尺巾六尺高さ七尺五寸重量乗客共六百五十貫（但し一人の体重十五貫とし）実馬力四十八馬力=此の価額は二千五百円なりと云ふ〉

明治36年12月30日（山陽）

### ●岡山県公文

〈岡山県令第86号

乗合自働車營業取締規則左ノ通相定ム

明治36年12月30日 岡山県知事檜垣直右〉

——以下47か条の規則全文が掲載されているが省略——

明治37年1月9日（防長）

●自動車営業の許可

〈当地大字今市町信吉五郎同中市町山田卯之助の両名より客年十一月一日付を以て本県庁へ出願したる山口町小郡駅間及山口町三田尻間に於ける自動車営業の件は客月二十八日を以て認可の指令を受けたる由其の営業は六ヶ月間以内に開始する筈なりといふ而して右自動車に関する営業項目は如左

営業項目

一、営業所の位置

吉敷郡山口町大字中市第三十三番地

一、駐車場の位置

吉敷郡山口町大字中市町及同郡小郡町山陽鉄道株式会社小郡駅構内充用の見込

佐波郡国府町山陽鉄道株式会社三田尻駅構内充用の見込

一、営業線路

吉敷郡山口町より同郡下宇野合村大歳村小郡町を経て山陽鉄道小郡駅に至る県道及び山口町より同郡大内村小鰐村佐波郡防府町山陽鉄道三田尻駅に至る県道とし往復交通とす

一、車体の員数及構造物並に乗客の定員

一、車体の種類シカゴモーターベークルコンパニー製瓦斯式

一、乗客員数 技手車掌共十二人

一、車体全長 八尺五寸

一、同幅 三尺五寸三步

一、高 六尺五寸

一、全重量 八十貫目

一、車輪 木製ホーク金属リムゴム製タイヤー

一、車輛員数 六台

一、営業時間

毎日午前七時より午後九時迄但乗客の都合に依り変更することあるべし

一、速力

一時間の速度八哩以下

一、運転手 一名

一、車掌 一名

一、運転手及車掌の服装

一定の服装（冬季は黒地夏季は白地の洋服を用ゆ）

一、回転数 一車運転六回乃至八回

一、実馬力 十二馬力

一、賃金 一里六錢以下但十二歳以下四歳以上は半額とす四歳未満の携帯児は無料とす

明治37年1月19日（中国）

### ●広島県公報

〈広島県令第3号

自動車営業取締規則左ノ通相定ム

明治37年1月19日 広島県知事徳久恒範〉

——以下35か条の規則全文が掲載されているが省略——

明治37年1月19日（芸備）

### ●広島県公報

〈広島県令第3号

自動車営業取締規則左ノ通相定ム

明治37年1月19日 広島県知事徳久恒範〉

——以下35か条の規則全文が掲載されているが省略——

明治37年1月20日（中国）

### ●自動車設置願に就て

〈本市及び本市附近より自動車設置認可を出願したる者六件あり其筋に於ては未だ之に対する法規なかりしため今回同規則を発布したる事前号記載の如くなるが右に付出願者を昨日午前警察部に召喚し一応願書を却下し改めて同規則に準據し出願の手続きを為すべき旨達したるよし〉

明治37年1月21日（防長）

### ●自動車営業取締規則

〈山口県令第3号を以て渡辺知事は自動車取締規則左の通定めたり〉

——以下42か条の規則全文が掲載されているが省略——

明治37年1月24日（防長）

### ●自動車願の営業却下

〈下関市伊崎町中島四郎今浦町磯部良介竹崎町岡村武雄等の曩きに出願に係る全市壇之浦町を起点として長府町を経て全駅に達する者と唐戸町関門汽船会社の前浅橋の処より田中新道路を経て生野村幡生駅に達する間の自動車は今度県令第3号を以て自動車営業取締規則制定なりしに依り全則に據り出願すべき旨符箋されて昨日却下されしと云ふ〉

明治37年12月20日（芸備）

### ●自動車交通延期（広告）

〈横川可部間自動車交通今廿日ヨリ開業予定ノ処車両延着為ニ目下機関組立中ニ付其運ビニ至ラズ依テ確定期日ヘ更ニ広告可仕候也

山陽線横川駅前 自動車停車場〉

明治37年12月20日（中国）

### ●自動車交通延期（広告）

——前項と同文に付き省略——

明治38年1月15日（芸備）

### ●自動車の不成績

〈横川可部間を往復し居りし自動車は十二月廿日に開業せしとなるがえに乗るものゝ不熟練なるより一回も無事に進行せしことなく通行人又は乗客に負傷せしめ且車両に損所を生じ遂に営業を中止したり〉

明治38年2月5日（中国）

### ●横川可部間の自動車

〈横川可部間に於ける自動車は永らく試運転中にありたるが彌々試験の結果来る七日より開通する事となり就ては本日午後二時より横川駅同車発車場に於て開業式を施行するよし而して同車は未だ1台なるも三月よりは三台と為す計画なりと〉

明治38年2月5日（中国）

### ●自動車交通開業（広告）

〈二月七日ヨリ、毎日午前六時ヨリ午後六時迄、賃金予告ノ通り

山陽線横川駅前　自動車停車場〉

明治38年2月6日（芸備）

### ●自動車交通開業（広告）

——前項と同文に付き省略——

明治38年2月7日（中国）

### ●自動車交通開業（広告）

——前々項と同文に付き省略——

明治38年2月7日（芸備）

### ●横川可部間自動車開業式

〈横川可部間自動車交通事業は彌々開始の機全く熟したるを以て一昨日午後三時より山陽線横川駅前なる自動車停車場に於て開業式を挙行したり今其模様を概記せんに同停車場の入口には緑門並に幾多の国旗等を装飾しあり又同場の前には自転車の競走場を設備せり式に先だち三橋本県書記官、佐藤保安課長等の祇園迄の試乗ありたる後楽隊の演奏に依り来賓一同は式場に入場着席すると共に同自動車営業主杉本岩吉氏の開業に関する挨拶あり夫より安佐郡有志者高木幹吾氏の祝詞演説次に同郡三篠村村長、同小学校長等の祝文朗読ありたり之を終れば音楽隊は君が代の唱歌を吹奏せり右にて式全く了り来賓一同に対し立食の饗應及福引等あり夫より順次来賓をして自動車に試乗せしめ散会したるは六時頃なりき当日来会者の重なる者は三橋本県書記官、高橋当地方裁判所判事、佐藤保安課長、高木幹吾氏、可部警察署長、祇園分署長、新聞記者等無慮百余名

頗る盛況を呈したりき尚当日同場内に自転車の競走等ありし為観覧に来る者甚だ多く同所附近は非常に賑ひたり因みに同自動車は愈々今七日より運転する由同車の成績に付ては追て報導すべし〉

明治38年2月7日（中国）

### ●横川可部間自動車開通式

〈既報の如く横川可部間自動車開通式は一昨日午後二時横川駅前なる起点停車場に於て挙行されたり当日の来賓としては三橋書記官門川県属高橋予審判事佐藤保安課長等百余名臨場し式は会主○本岩吉氏の挨拶に初まり高木幹吾氏の演説山村同村長の祝詞朗読其他二三の祝詞朗読あり次に東京双輪会より態々來広したる吉田真田氏の演説あり同氏は米国より初めて自動車一台を齎らし帰りたる人にして営業用に之を使用せしは本邦に於て今回を嚆矢とすれば当地に於ける成績によりては各地に自動車の使用を拡めん計画ありとの演説を述べ終りて祇園附近迄自動車の運転を行ひ又式場前に於ては余興として自転車大競走を行ひ四時頃酒宴に移り各自散じたるは日暮頃なりし〉（注：○印字は誤字・脱字と思はれたものを筆者が訂正したものである。）

明治38年2月8日（中国）

### ●馬車自動車を転覆せしむ

〈自動車と云ふ文明の利器初めて可部横川間に通じて一昨日は横川に開通式を行ひ昨日は又午後より可部にも開通式を行ひたる其夜の帰りの事、十三人の客を乗せて午後七時と云ふに安佐郡八木峠の北に差懸りし頃一寸先も分ち難き闇のことゝ途の前に何者の居るやら見え難かりしが車前の燈光にて漸く見え解る迄近づき初めて無燈の馬車一台横さまに立って途一ぱいに遮り居るを認めしより扱てガタ馬車が己の営業を妨害するゝ腹癪せに道を遮って邪魔立てするに違ひなしと見て取り發動機を緩めて止めんとせしも早や最近に近寄り居たる事とてアワヤと云ふ間もなく衝突して車台は道端に転落し片輪は外れて田の中にはまり少しく機関を傷けたるも幸いに乗客には別条なく機関手は直ちに田より飛び出でゝ其馬車に乗り居たる馭者を引捕へ祇園分署に引致し機関破損せし事とて乗客には夫夫車を雇ひなどして送り届けしめ機関は昨日修繕したれば本日よりは滞なく運転せしむる事を得べしとなり無智憐れむ可き馭者の斯る無謀の拳を為出かしたるは深く咎むべきとならねど僅かに商売がたきに対する腹癪せの為め乗客を迄傷くる事あらば容易ならざる大罪なるを覺悟せざる可からず〉

明治38年2月15日（芸備）

### ●自動車と交通事業

〈既記の如く横川可部間自動車交通事業は去ぬる五日を以て山陽線横川駅前なる自動車停車場に於て開業式を挙行したるが今其後に於る同車の模様を聞くに翌六日には前同様の開業式を可部に於ても挙行し頗る盛況を呈したり而して同地有志者の熱心なる賛同を得しかば同自動車は同日午後七時四十五分頃可部を発車し横川へ向け進行しつゝありしに同八時頃同車の八木村附近に差懸るや往来の中央に同車の通行を妨害する為なりけん馬車営業者の或者等が無燈の馬車を横へ置

きしかば自動車は之が為に非常の損害を蒙り予期の七日より其運転を開始すること能はず依て同車は直ちに応急の修繕を施し漸く十日に至り同車の試運転を為したるに尚其車軸に損害ありしを発見したるに付該車軸取換のため其後大阪へ該車軸を注文中なれば同車軸の到着次第遅くも来ん二十日頃よりは再び同車の運転を開始するに至るべしと又同自動車に対し妨害を加へたる馬車営業者は目下夫々警察署に於て取調中になる由元來同自動車の如き交通事業の便利を図るものに対し妄りに妨害を為すが如きは余り穩當の行為と謂ふべからず尚同車一台の代価は金六千円余にして瓦斯式なれば蒸気式電気式よりも危険の恐れなく且経費を要せざる由而して同車の速力は可部横川間は四十分間費せば優に到達するなり然れば同車の開業式を挙行以来乗客は続々同停車場に来るも右の次第にて同車運転を中止し居ることなれば該車軸の到着と共に引続き之が運転を為し一般乗客の便利を図るは勿論交通事業の発達を期する筈なりと因みに目下同車は一台なるも遠からず数台を購入する由)

明治38年4月15・16日（芸備）

#### ●双輪商合大阪支店新築落成移転（広告）

〈歐米自転車自動車附属品輸入 双輪商会

本店 東京銀座三丁目 特電新橋四〇四一

支店 大阪西区横堀（筋違橋）特電西二二六一〉

明治38年7月21日（防長）

#### ●山小間の自動車試運転

〈山口小郡間に自動車営業の計画あることは數次報道せしが該業発起者たる杉本岩吉氏は其の筋に向って願書を提出すると共に十二人乗自動車一台を携へて昨日小郡に来着せり今朝は山口小郡間に試運転を為す筈なり此の地方に於て自動車の運転を見るは今回を以て嚆矢とするが故に物珍しさを好む心より或は無遠慮に近づき又は小児の街路に遊戲し居りて不意に襲はるゝが如きことありては危険なれば馬車人車等は勿論其他沿道人も警戒注意すべし〉

明治38年7月23日（防長）

#### ●自動車来る

〈予報の如く山小間営業の計画中なる自動車は一昨日夕刻小郡より当地に着し杉本岩吉氏等は米屋町阪田屋方に投宿せり昨日来引続き両三回の試運転を為す筈なりき〉

明治38年7月23日（馬閥）

#### ●自動車の試運転

〈山口小郡間の交通機関に就ては電鉄馬車鉄など種々の計画は山口の策士連に依て立てられつつありし事は世上既に知る処なるが計画のみにて今に至るまで一の実行を見ざりし然るに今回の某なる者が自動車を以て山口小郡間の交通機関に備へんとの思立ちより自動車の運転を開始すべき筈なる事は本紙の夙とに報せし処なりしが右は再昨廿日一台の自動車小郡に着し直ちに其筋に向て山口小郡間開通の儀を出願したる由にて一昨廿一日は已に一台を組立て試運転を行ひしに約

三十分間にして小郡より山口に達するを得猶速力を速むれば二十分にして達するを得べきも余りの快速は交通頻繁にして比較的狭隘の道路では稍々危険の恐れあるを以て先づ此間の運転を四十分時間と定むる筈なりと云へり而して其の発着は定時発着と為し汽車の発着に連絡せしむべき筈なれば営業許可の上は五六台を運転する予定なりと此の営業開始の上は大に交通上利便を得る事あらん因に一台の乗員は十名を定員とし其の車体の形状も高尚なる事乗合馬車の比にあらざれば上等旅客も之れに依るもの多からんと>

明治38年7月24日（防長）

#### ●自動車の試運転

〈昨日も引続き小郡山口間にて同車の運転を試み湯田町まで山口警察署員をも乗車せしめしが結果は至極良好なりし由〉

明治38年7月26日（馬関）

#### ●山小間自動車の試運転

〈一昨日も引続き小郡山口間にて同車の運転を試み湯田町まで山口警察署員をも乗車せしめしが結果は至極良好なりし由（小郡通信）〉

明治38年7月27日（防長）

#### ●自動車山小間廿六分

〈先日来山口小郡間を試運転中なる自動車は好成績を得たこと既報の如くなるが今回営業発起者杉本岩吉氏の語る所によれば該車体は横川駅より小郡駅まで汽車積にして持ち來り小郡にて之を組立てしものなるが妨害者の悪戯と覚しく車輪に付着せる護模を小刃にて切傷せるを発見し之に仮修繕を施す為め多少手間取りしも修繕後数回の往復により小郡山口間は廿六分間にて発着を了するを確認せり尤も速力を十分にして走るときは廿分間位にても到着し得べからざるには非ざれども山口市中及び小郡市中は通行人車馬等も絡繹たれば成るべく危険を避くる為め除行せざるべからず又途中にて乗降の客ありて多少の時間を費すものとし先づ廿六分の予定なり道幅は柳井田橋を小郡に向って下るところ少しく狭けれども自動車の通行には毫も差支へなく馬車の如きも予想外に好意を表し途中にて行き会ふも互に注意して相譲る有様なれば営業開始に至るも困難なかるべしといふ〉

明治38年8月4日（防長）

#### ●自動車に対する迫害

〈自動車は小郡山口間試運転の結果良好の成績を得たるに付更に一台を新調し其筋の許可を得し上は当分二台にて営業する筈なるが茲に可笑しき話あり営業主杉本岩吉氏は上京の用務あり且つ有馬地方の自動車事業にも関係あれば一先づ自動車を小郡の旅館樺部方へ預け置き横川駅へ帰りたるが小郡駅附近の馬車屋人力車夫等は自動車排斥の運動を始め若し樺部方に自動車を預り置くが如きことあらば馬車人力車とも宿客を同旅館へ送らざるべき旨を契約し若し之に背きたるものあるときは六十銭の過料を徴することとなりしより樺部方にては大に驚き斯くては営業上大

打撃を受くることゝなるを以て自動車預り方を拒絶したれば已むを得ず小郡駅長の周旋にて構内へ同車を預り置くことゝなりし由〉

明治38年8月12日（防長）

### ●小郡駅構内車夫の意氣

〈先日の本紙に自動車が小郡山口間の営業を開始せんとするに付小郡停車場に通ふ人力車馬車が規約を結び反対運動を試みんとするの計画ある由を報ぜしが構内車夫の言ふ所を聞くに我等は決して自動車を恐るゝものに非ず決して馬車屋等と共同して反対運動を試みしことなし今後仮令ひ幾十台の自動車来るも頓着せずと意気魄を衝くの概ありといふ〉

明治38年11月7日（芸備）

### ●自動車の廃業

〈広島可部間四里の道路は三間巾にして担々砥の如くなれば山鉄横川駅前に駐車場を置き頻りに自動車を往復せして居りしが右開業に付ては例のガタ馬車五十余両の各持主は勿論馬車取締役等は別に案内することなく唯沿道外の人々を招待して開業式を挙行したりとて左なきだに商売敵なる馬車組合にては甚く激昂し自動車の往復する毎に妨害を加へしたため自動車は破損又破損竟に是程廃業の不得已に至れりと云ふ〉

明治40年1月1日（芸備）

### ●年始（広告）

〈大阪自動車株式会社開業式参列ノ為メ旅行ニ付年始ノ礼ヲ欠ク

中島本町 金庫商 杉本 岩吉〉

明治40年1月1日（中国）

### ●年始（広告）

〈——前項と同文に付き省略——〉

明治40年1月13日（芸備）

### ●広島可部間の自動車運転

〈自動車は最新文明の利器の一にして欧米に於て之を使用せるは年尚浅し況んや本邦に於てをや而して大阪には本月一日より自動車株式会社に於て同車の運転を初めつゝある由なるが本市にては先年一たび苦き経験を嘗め三十七年十二月より開業せし自動車は非常の不結果を以て翌三十八年八月休止の已むを得ざるに至れり勿論当時の自動車は瓦斯式機関を使用したものにして爾後その継続願をなし居りしも昨年に至り新たに大阪自動車株式会社の之に加はるありて遂に改めて 本市中島本町杉本岩吉、瀬川定吉、大阪自動車株式会社取締役及社長白石米太郎 右三氏の連名を以て広島可部間自動車運転の許可を願出で旧臘廿二日附を以て之を許可せられしかば来ん二月一日より開業することとはなれり此新規開業の自動車は米国クリープランド、ホワイト、ソウイング、マシン、コンパニーの製造に係り一両壱万六千円にして機関は蒸気式なるが初めに先づ三両（内一両は予備）を運転し一両をして六往復をなさしめ四月頃に至れば六両を以てするこ

ととなす可し速力は十里の間を一時間に進行せしむる得べく運賃は差当り広島可部間一人に付三十銭均一となし他日二十銭均一に引下げる見込み而して一両の乗車人員は十八人の定員にして内車掌、運転手各一人宛乗組む故乗客は十七人を乗組ましむる筈なり又運転時間は午前六時より午後八時迄とし追て六両となれば十一時迄運転すべしと云ふ又途中停車場は横川、長束、祇園、古市、緑井、八木、可部の各町村なりと又六月頃よりは市内線の自動車運転を開始せん筈にて這是目下出願中にあり而して其自動車は十両を以てし十分間毎に発車せしめ賃金は五銭均一となすよし此線路は己斐東松原間を本線とし尚宇品より東廻線は比治山、土手町を経て松原に出で西廻線は千田町、大手町筋を通過し大手町一丁目に於て本線と合することとなす予定なり此他呉線は本年中に運転を開始せん筈にて河原石荘山田間を八両にて往復せしめ賃金は四銭均一となす可く福山府中間は五両を以て運転を開始せん筈にて這是三十銭均一となすよし此自動車運転にして良成績を得ば本県に於ける交通事業の上に一大進歩を見るならんか〉

明治40年1月13日（中国）

### ●広島可部間自動車開通

〈広島可部間の自動車営業は去る三十七年十二月本市中島本町杉本岩吉氏之を取扱ひ三十八年七月頃まで営業を継続したるも馬車営業者の為に妨げられたる等のため結局立消えとなりたるが今回右杉本氏及び本市舟入村瀬川貞吉氏は大阪自動車株式会社取締役兼社長白石米太郎氏と合同し昨年十二月二十日附を以て三人の連名にて右広可間自動車営業を出願せしが一昨十一日附山田本県知事より認可されたり

▲営業開始 自動車営業は二月一日より開業す営業時間は午前五時より午後八時迄にして来る四月頃よりは午後十二時頃まで営業する筈なり

▲車台数 は当分三台とし四月頃より六台に増加する筈なり自動車は米国クリープランド、ホワイト、ソーアイング、マシイーン会社の製造にして蒸気式なり（前回の分は瓦斯式を用ふ）

▲乗組定員 は機関手一名、車掌一名、乗客十六名合計十八名なり

▲乗車区域と乗車賃 乗車区域は横川を起点とし長束、祇園、古市、緑井、八木、可部の六区に分ち一区の乗車賃を五銭として全区三十銭と定む

▲一日一台の純益 自動車一台一日の費用は約十円の見積にして乗組員十六名を其半数八名と仮算し一台一日の往復六回とせば総益金二十八円八十銭にして此中一日の雑費（運転手車掌の給料を含む）を控除するも優に十八円八十銭以上の純益を見るべく尚ほ一日の乗客右の予想以上に超過せば一般の収益従って其額を見るに至るべしと云尚右営業者は前記の外漸次左の各地にも該営業を開始する見込にて既に本県庁に出願中のよし

▲広島市内 の自動車営業は本年六月頃より開始の筈にて営業区域は己斐東松原間、己斐宇品間とし又宇品より比治山を通過して京橋東詰土手町に出でゝ東部本線に合し又宇品より大手町一丁目に出でゝ西部本線に合せしむる計画なり乗車賃は五銭均一とし車台数は十台の見込なり

▲呉市内 は広島市に引き続き営業を始め乗車区域は川原石より荘山田に至り乗車賃は四銭均一

とし車台数は八台の予定とす

▲福山府中間 も遠からず営業を開始する筈なるが乗車賃は三十銭と定む又車台数は五台の見込なり〉

明治40年1月13日（防長）

### ●山小間自動車営業の出願

〈豊浦郡清末村益野晋三氏は当地堂の前より山陽線小郡停車場に至る間に於て自動車営業の件を本県庁へ出願せり而して客車は米国製の十六人乗り自動車四両を使用する都合なりといふ〉

明治40年2月3日（芸備）

### ●広告

〈横川可部間自動車交通営業ハ二月一日開業予定ノ所二月下旬開業式挙行ト改ム

大阪自動車株式会社社長 白石米太郎

広島支店 濑川 貞吉

杉本 岩吉〉

明治40年2月5日（中国）

### ●広告

〈——前項と同一に付き省略——〉

明治40年2月9日（防長）

### ●山三間の自動車営業に就て

〈過般來広島市中島本町の杉本岩吉と云へるが防府町に来り駅前石田旅館に滯在し宮市三田尻の出資者を勧誘中なるが自動車が果して鯖山洞道とんねるを通過し凸凹の多きと屈曲多き山口三田尻間の道路に応用し得るや否や頗る疑問にて殊に大阪の自動車会社は其基礎の如何も知れざるより何れも躊躇し居る由〉

明治40年2月10日（中国）

### ●横川可部間の自動車に就て

〈横川可部間に於ける自動車営業は一昨年開始したるものあるも不結果に終りたるが右開業当時の予算には一日の通行客千人内外あれば少なくも此の三分一を自動車に乗せるものと為せば十分なる利益ありとの見込みなりしも実際の経験は見込程にあらず廃業するの止むを得ざる理由多くあり当時の自動車は機械充分ならずして時々破損したるが大なる原因なるも元来同所には馬車の交通するもの五十余台ありて之が馬丁は多くは無賴の徒にして日々自動車に対して妨害を試みつゝあり為に乗客は危惧を抱きて乗車せざる事となり又第三には米穀及び木炭等を輸送する荷馬車、荷車等日々数百両なるに道路は僅三間幅に過ぎずこれらが該営業に不利を与へたる原因なるが今回開業せんとする自動車は前回分とは相違し車台極めて完全なるを以て機械破損するが如き患はなかる可きも前段の危害は到底免かれ難かるべく彼の馬車屋連中は大に競走せんものと待ち構へ居るという〉

明治40年 2月17日（防長）

### ●山口小郡間自動車営業願

〈大阪自動車株式会社に於ては從来の資本金三十万円なりしを三百万円に増資の決議を為し曩には山口三田尻間に於ける自動車営業願を其の筋へ差出せしが同会社長兵庫県神戸市山本通二丁目白石米太郎及び広島市船入村瀬川貞吉同市中島本町杉本岩吉の三名にて山口小郡間自動車営業願を昨日山口警察署へ差出せり其の設計に依れば自動車は五両にて一両の乗客を十六名と定め運賃一人に付三十銭とし山口小郡間を六区に分ち一区を五銭とす速力は最大速力一時間三十五哩なれども山口小郡間は四十分位にて到着し日出より日没まで毎日三十分毎に発車すべしと云へり因に記す一両の代価は一万三千円位なりと〉

明治40年 3月 5日（防長）

### ●自動車の試運転

〈山口小郡間及び山口三田尻間自動車営業の出願を為し居れる瀬川貞吉杉本岩吉の両代は拾六人乗自動車を駆って一昨日来山し湯田松田楼に投宿し昨日は県庁に出願し渡辺知事其他を乗せ御堀まで試運転を為し又午後には各部の機械を解剖説明し佐波山洞道前まで試乗せり本日は小郡に赴き明日は三田尻にて試運転を為す筈なるが山口より小郡まで僅に廿分にて往くを得べく乗心地も非常に愉快にして且つ途中に於て何時も進行を停止し又は後方へ退却することも得べく其の機械は最新式に屬し頗る巧妙なる自動車にして開通する以上は鉄道より隔りたる山口町も殆んど停車場の附近に移転せるの感あらん発起者に於ても其筋の許可おり次第直に米国へ車台を注文する筈なりと聞く〉

明治40年 3月30日（防長）

### ●自動車営業許可

〈兼て本県庁へ出願中なりし豊浦郡清末村益野晋三氏の小郡山口間自動車営業の件及び大阪自動車株式会社の三田尻山口間自動車営業の件は何れも一昨日付を以て認可の指令ありたり尚大阪自動車株式会社の小郡山口間自動車営業の件は願書に少しく不備の点あるを以て目下取調中なりと〉

明治40年 4月 7日， 12日， 20日（芸備）

### ●横川可部間自動車営業案内（広告）

〈来ル五月一日営業開始， 横川可部雙互毎二十分発車ス， 費銭全線ヲ六区トシ毫区五銭， 営業時間ハ自午前六時至午後十時， 乗客定員拾六人

　　大阪自動車株式会社　　広島支店〉

明治40年 4月 9日， 10日（中国）

### ●横川可部間自動車営業案内（広告）

〈——前項と同じに付き省略——〉

[その他の資料]

## 1. 月刊雑誌「輪友」(明治34年10月創刊～同37年11月休刊)

本誌は日本で一番古い自転車・自動車に関する情報誌で、東京で発行全国的に販売され、全国各地の乗合自動車計画を詳しく紹介している。

明治36年12月号

### ●双輪商会主の渡米

〈デーントン号直輸入元双輪商会主吉田真太郎氏の常に車両の改善に就き熱心なることは斯界に有名なるが同氏は千九百四年式デーントン号に付該製造会社と打合す用件を帯び兼て米国輪界観察の為本月下旬渡米の筈なれば同号来年式は益他車の及ばざる改善の域に進むべく尚吉田氏は在米中の輪界観察記を本誌に寄せられることを約されたれば読者は同氏の寄稿に依て米国輪界最近の情報を詳かにするを得べし〉(注; DAYTON号とはアメリカ製自転車名)

明治37年1月号

### ●吉田真太郎氏

〈双輪商会主吉田真太郎氏は去月下旬渡米すべきの所便船の都合により来る六日横浜出帆のコレア号にて愈に渡米の途にかかるる由〉

明治37年2月号

### ●吉田真太郎氏と竹村鶴吉氏

〈双輪商会主吉田真太郎氏は本年式デーントン号に就き米国なる該車製造会社へ打合せを兼ねて米国輪界観察のため予定の如く一月七日横浜解纜のコレア号にて渡米の就きたり又同商工会員にて渡米中なりし竹村鶴吉氏は去月十八日帰朝されたり〉

明治37年4月号

### ●双輪商会主吉田真太郎氏の帰朝

〈同氏は欧米各国輪界観察の為め去る一月中出帆洋行中なりしが本月九日午前十二時横浜へ着港の西比利亜号を以て無事帰朝せられたり、同氏の烟眼を放ちて普く斯界の探究に盡されたるデーントン号今後の改良は大に刮目して見るところあるべし〉

明治37年4月号

### ●特別広告

〈輪 友 諸 君!! 吉 田 真 太 郎

拝啓 小生欧米各国商況輪況観察として漫遊の留守中は種々御高配を辱ふし奉鳴謝候、就ては四月九日正午十二時着の西比利亜号を以て無事横浜波止場へ上陸直ちに帰京仕候間此段不敢茲に謹告仕候也

草々敬具〉

## 2. 植木新之助 日記

広島の地元の人(安政9年生まれ、大正8年没)の日記で、明治30年～大正8年までの23年分が保存されている。

明治37年12月14日（水）

### ●横川可部間自動車開業

〈来ル二十日ヨリ横川可部間ニ於テ自動車開業ヲナス由其順序ハ毎日午前六時ヨリ午后八時迄往復十二回ニシテ横川可部間ハ相互一時間ノ差ヲ置キ双方ヨリ二時間毎ニ発車ノ都合ニシテ途中左ノ五ヶ所デハ乗降自由ナリト 長束、祇園、古市、緑井、八木 右各地間ヲ六区トナシ其賃金ハ一区四銭ト定メ横川可部間ハ二十四銭ノ都合ニシテ往復ハ四十五銭ナリト自動車停車場ハ山陽線横川駅前ニアリト〉

### 3 乗合自動車事業の概要

前記資料記事中から浮かび上がった広島の自動車に関する史実は、時期的に次の2つの流れとなっている。

#### 〔第1の流れ〕

- (1) 明治36年10月、初めて乗合自動車計画が記事になり、自動車営業取締規則は明治37年1月発令され、当時6件の営業申請があった。
- (2) その直後日露の開戦となつたためか自動車の話題は中断している。
- (3) 杉本岩吉申請に係る横川・可部間の乗合自動車が具体化し、明治37年12月車両1台到着、試運転せしも運転未熟、車両不良などから20日の開業予定日を延期。
- (4) 明治38年2月5日、横川駅前にて開業式を挙行、また、翌6日可部にて同地の開業式を行い、7日から正式開業を予定していた。この開業式には東京の双輪商会主吉田真太郎が出席して祝辞を述べている。
- (5) 同一路線の乗合馬車業者の妨害があり、2月6日の可部の開業式の帰路早や車両が破損して7日の開業予定は延期、大阪へ部品を注文したりして15日現在まで運行していない。
- (6) その後も同様な乗合馬車業者の妨害が繰り返され、車両の破損がつづくためか同地での営業を中止、7月に隣県山口町へ転進を計った。
- (7) 杉本岩吉は小郡・山口間の乗合自動車申請のため、横川から小郡まで鉄道で自動車を輸送し、7月21日山口町に到着して試運転など現地工作をした。
- (8) しかし、広島同様現地の乗合馬車・人力車業者の猛烈な反対に逢い、見通しが立たないままその後の消息は分からぬ。

#### 〔第2の流れ〕

- (9) 約1年半後の明治40年1月、大阪自動車株式会社が瀬戸内海沿いの兵庫・岡山・広島・山口の各県に路線確保の拡大政策を採ったのに呼応し、杉本岩吉等は横川・可部間の乗合自動車の再建及び山口県の小郡・山口間の再申請をも計った。
- (10) 横川・可部間の乗合自動車はアメリカ製ホワイト号蒸気自動車を使用、明治40年5月1日開業予定で計画が進められたが、開業直前になり親会社の大坂自動車の経営破たんから、ま

た立ち消えとなってしまった。

#### 4 ま と め

いろいろな資料から広島の乗合自動車の開業は明治38年2月が正しく、俗説にある明治36年春を裏付ける資料は残念ながら一片も見出せなかった。

更に、明治36年春開業説を打ち消す理由として、次の各点が上げられる。

- ① 明治30年代が完全に保存されている地元日刊新聞の芸備日日、中国両紙とも、明治35年末から36年春にかけて、乗合自動車開業という大事件を一言も伝えていない。
- ② 明治36年10月3日付芸備新聞記事中、「今日の処交通上の機関として殆ど唯一の人力車あるのみ」。
- ③ 明治36年11月15日付中国記事中、「県下にて此れ迄自動車営業者無かりし為め別に定まる規則無かりしが」。
- ④ 取締規則は明治37年1月の発令。
- ⑤ 明治38年2月7日付中国記事中、「営業用に之を使用せしは本邦に於て今回を嚆矢とすれば」。
- ⑥ 広島に現存する当時の古い植木新之助日記（明治30年～大正8年）には、明治37年12月14日付で自動車営業開始予定が記されているのみ。
- ⑦ 明治34年10月創刊の月刊雑誌輪友が、日本各地の乗合自動車開業計画を毎月報じているが、36年春の広島の件なし。
- ⑧ 当時の関係者の一人、柴義彦（昭和27年12月亡）の遺品中に発見された自動車の写真などからも年月は確認できていない。（本件は広島の郷土史家竹島浅吉氏が研究すみ。）
- ⑨ 吉田真太郎自身がアメリカから持ち帰ったエンジンで、広島の乗合自動車を作ったと言わされているが、吉田は明治37年1月7日アメリカへ向かって横浜を出航、同年4月9日帰国しており、36年春の開業説とは時期的にむじゅんする。

それでは、明治36年春開業説は何に基づくかというに、昭和初年東京の「オートモビル社」社主尾崎正久が日本の自動車発達史の発刊を計画し、いろいろ資料調査をする段階で、昭和9年東京で明治の自動車に関する座談会を開催、この席上で吉田真太郎と共に広島の乗合自動車の製作に当たった内山駒之助が語ったことを、自著「日本自動車発達史（明治編）」（昭和12年10月、オートモビル社発行）に記載、引き続いて「日本自動車史」（昭和17年10月、自研社発行）にまとめたものが唯一の出典となり、以後裏付調査されないまま類書に引用され定説化してきたからであり、明治38年2月の開業の件は両史書の中に一切述べられていない。これは内山の記憶違いかあいまいさ（注：座談会当時52・3歳、30年前のことでは無理もない。）、又は、尾崎の誤記によるもので、内山説と史実資料とを比べてみると丸2年の違いがよく分かる。

内山説

- ①路線は横川・可部間、車両は12人乗。
- ②明治35年12月、自動車広島へ到着。
- ③自動車の到着遅れ、12月の開業延期。
- ④明治36年新春開業。
- ⑤馬車業者の妨害で運行困難。
- ⑥約半年で廃業。

史実

- ①路線は横川・可部間、車両は12人乗。
- ②明治37年12月、自動車広島へ到着。
- ③車両不備で12月20日の開業延期。
- ④明治38年2月5日開業式挙行。
- ⑤馬車業者の妨害で車両が破損、運行困難。
- ⑥明治38年8月営業中止。

近年日本自動車史の見直しを行った「日本自動車工業史稿(1)」(自動車工業会、昭和40年11月発行、非売品)においては、本件の内山説を第一次計画、史実の方を第二次計画として記述しているのが、資料不足から史実が二重写しになっていることに気付かなかった誤りであろう。

しかし、乗合自動車としては広島の開業した明治38年2月以前に、36年9月京都市内の二井商会(注：第3報参照)や、37年5月の鹿児島などが正式開業したことが記録されているが、いずれも京都や広島(写真一2参照)に残された写真に見るような、数人乗りのアメリカ製ロコモビル(Locomobile)やオールズモビル(Oldsmobile)の自用車の座席を日本で改造したもので、10数人乗りの本格的乗合型自動車の運行は、広島が日本で最初であったことは確かである。

以上